

## 合板についての検査方法

制 定：平成15年3月28日農林水産省告示539号  
一部改正：平成18年2月28日農林水産省告示210号  
一部改正：平成26年2月25日農林水産省告示305号  
一部改正：平成28年8月30日農林水産省告示1643号  
最終改正：平成29年10月20日農林水産省告示第1594号

- 1 この検査方法は、合板の検査について適用する。
- 2 検査を分けて理化学検査（連続煮沸試験、スチーミング繰返し試験、減圧加圧試験、煮沸繰返し試験、スチーミング処理試験、温冷水浸せき試験、1類浸せき剥離試験、2類浸せき剥離試験、含水率試験、ホルムアルデヒド放散量試験、防虫処理試験、浸潤度試験、吸収量試験、曲げ剛性試験、平面引張り試験、寒熱繰返し試験、耐アルカリ試験、曲げ試験、面内せん断試験、耐水性試験、湿熱試験、摩耗試験、引きかき硬度試験、衝撃試験、汚染試験、耐酸試験又は耐シンナー試験に係る検査をいう。以下同じ。）及び外面検査（検査であって理化学検査以外のものをいう。以下同じ。）とする。
- 3 理化学検査は、抽出して行う。
- 4 外面検査は、抽出して行う。ただし、抽出して行うことが検査の能率その他の理由により適当でないと認められる場合には、各個に行うことができる。
- 5 検査を抽出して行う場合の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、6から9までに定めるところによる。

### 6 第1種検査方法

#### (1) 抽出の割合等

##### ア 理化学検査

原材料及び製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級（等外を除く。以下同じ。）に格付しようとする10日分を限度とする期間内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、合板の日本農林規格（平成15年2月27日農林水産省告示第233号。以下「規格」という。）別記の1に基づくものとする。

##### イ 外面検査

アの検査荷口から無作為に次の表の左欄に掲げる検査荷口の合板の枚数の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる枚数の試料合板を抽出する。

| 検査荷口の合板の枚数 |          | 試料合板の枚数 |
|------------|----------|---------|
|            | 300枚以下   | 25枚     |
| 301枚以上     | 500枚以下   | 35枚     |
| 501枚以上     | 1,000枚以下 | 50枚     |
| 1,001枚以上   | 2,000枚以下 | 70枚     |
| 2,001枚以上   | 3,000枚以下 | 100枚    |

(注) 検査荷口の合板の枚数が3,000枚を超える場合には、1荷口がそれぞれ3,000枚以下になるようにその検査荷口を分割するものとする。

#### (2) 検査に係る格付の基準

##### ア 理化学検査

規格別記の3に基づいて試験を行い、その結果、規格第4条から第9条までの基準及び別記の2に基づき当該検査荷口の合板の当該試験に係る合格又は不合格を決定する。

イ 外面検査

規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の枚数が次の表の左欄に掲げる試料合板の枚数の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる合格とする枚数以上であるときは、当該検査荷口の合板をその等級に格付する。

| 試料合板の枚数 | 合格とする枚数 |
|---------|---------|
| 25枚     | 22枚     |
| 35枚     | 31枚     |
| 50枚     | 44枚     |
| 70枚     | 62枚     |
| 100枚    | 89枚     |

7 第2種検査方法への移行

6に定めるところにより連続して5回検査を行った結果、その外面検査における試料合板の総数に対するそれぞれ不合格となった試料合板の枚数の合計の割合が、次の表の左欄に掲げる工程平均を推定するのに用いる試料合板の枚数の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる工程平均の限界以下であるときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、8に定めるところによるものとする。

| 工程平均を推定するのに用いる試料合板の枚数 | 工程平均の限界   |
|-----------------------|-----------|
| 100枚以上 124枚以下         | 1.04パーセント |
| 125枚以上 149枚以下         | 1.89パーセント |
| 150枚以上 199枚以下         | 2.82パーセント |
| 200枚以上 249枚以下         | 3.67パーセント |
| 250枚以上 299枚以下         | 4.27パーセント |
| 300枚以上 349枚以下         | 4.73パーセント |
| 350枚以上 399枚以下         | 5.10パーセント |
| 400枚以上 449枚以下         | 5.40パーセント |
| 450枚以上 549枚以下         | 5.76パーセント |
| 550枚以上 649枚以下         | 6.13パーセント |
| 650枚以上 749枚以下         | 6.41パーセント |
| 750枚以上 899枚以下         | 6.70パーセント |
| 900枚以上 1,099枚以下       | 7.00パーセント |
| 1,100枚以上 1,299枚以下     | 7.26パーセント |
| 1,300枚以上 1,499枚以下     | 7.46パーセント |
| 1,500枚以上 1,699枚以下     | 7.63パーセント |
| 1,700枚以上 1,899枚以下     | 7.76パーセント |
| 1,900枚以上 2,249枚以下     | 7.92パーセント |
| 2,250枚以上 2,749枚以下     | 8.10パーセント |
| 2,750枚以上 3,499枚以下     | 8.30パーセント |
| 3,500枚以上 4,999枚以下     | 8.54パーセント |
| 5,000枚以上 6,999枚以下     | 8.78パーセント |
| 7,000枚以上 8,999枚以下     | 8.94パーセント |
| 9,000枚以上              | 9.05パーセント |

## 8 第2種検査方法

### (1) 抽出の割合

#### ア 理化学検査

7の規定により検査が8に定めるところによることとなった合板で原材料及び製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級に格付しようとする30日分を限度とする期間内の製造荷口を検査荷口とし（ただし、面内せん断試験については、6ヶ月を限度とする期間内の製造荷口を検査荷口とする。）、その抽出の割合及び方法は、規格別記の1に基づくものとする。

#### イ 外面検査

アの検査荷口から無作為に次の表の左欄に掲げる検査荷口の合板の枚数の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる枚数の試料合板を抽出する。

| 検査荷口の合板の枚数 |           | 試料合板の枚数 |
|------------|-----------|---------|
|            | 5,000枚以下  | 140枚    |
| 5,001枚以上   | 7,000枚以下  | 160枚    |
| 7,001枚以上   | 10,000枚以下 | 200枚    |
| 10,001枚以上  |           | 300枚    |

### (2) 検査に係る格付の基準

#### ア 理化学検査

6の(2)のアに同じ。

#### イ 外面検査

規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の枚数が次の表の左欄に掲げる試料合板の枚数の区分に従いそれぞれ同表の右欄に掲げる合格とする枚数以上であるときは、当該検査荷口の合板をその等級に格付する。

| 試料合板の枚数 | 合格とする枚数 |
|---------|---------|
| 140枚    | 125枚    |
| 160枚    | 143枚    |
| 200枚    | 180枚    |
| 300枚    | 270枚    |

## 9 第1種検査方法への移行

8に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口の合板が連続して2回その格付しようとする等級に格付されなかったときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、6に定めるところによるものとする。

最終改正文（平成29年10月20日農林水産省告示第1594号）抄  
平成29年11月19日から施行する。